

歌って 踊って 楽しく 健康長寿をめざそう

音楽体操教室

懐かしの歌や音楽に合わせて無理なくできる体操教室です。

※市内在住の、医師から運動制限等を受けていない満60歳以上の方

日 9月13日、20日、27日、いずれも金曜日午前9時15分～10時15分、全3回

場 ふれあいいちょう館

定 20人 (ふれあい館の利用登録がない方を優先のうえ、抽選)

申 8月7日正午～13日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントシステムコード190807Aへ。

※会場への申し込みはできません。

※参加にはふれあい館の利用券の作成(無料)が必要です。身分証明書(保険証等)と2つの緊急連絡先が必要になりますのでお持ち下さい。

※会場については、ふれあいいちょう館(☎735・5020、月曜日、祝休日を除く)へお問い合わせ下さい。

問 高齢者福祉課☎724・2146

町田市ゲートボール大会

※市内在住のゲートボール愛好者で編成するチーム

日 9月19日(木)午前9時～午後4時(予備日は20日)

場 木曽山崎グラウンド

申 所定の用紙(町田市ゲートボール協会に有り)に記入し、8月21日～9月6日午後3時に直接同協会へ(月・土・日曜日を除く)。

※同協会未登録の場合は、同協会(せりがや会館内、☎722・2253)へご相談下さい。

問 高齢者福祉課☎724・2141

おいしく!楽しく!健康に!

男性料理教室

栄養バランスが良く、繰り返し作れるメニューを作って食べます。

※市内在住の65歳以上の料理初心者の男性で、全回参加できる方

日 9月10日(火)、20日(金)、26日(木)、午前10時～午後1時、全3回

場 町田市民フォーラム

定 20人(抽選、結果は8月27日ごろ発送)

費 2000円(食材費等)

申 8月7日正午～13日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントシステムコード190807Aへ。

※当日の詳細は、町田市シルバー人材センター(☎723・2147、受付時間＝午前9時～午後4時)へお問い合わせ下さい。

問 高齢者福祉課☎724・2146

家族介護者教室

リハビリによる認知症への効果と介護時の対応方法について、専門職の視点から学びましょう。

※市内在宅高齢者の家族介護者

日 8月20日(火)午後2時～4時

場 小山市民センター

定 30人(申し込み順)

申 電話で堺第2高齢者支援センター(☎797・0200)へ。

問 高齢者福祉課☎724・2140

地域介護予防教室

【折紙でいきいき・脳トレ】

脳の活性に効果的なバランスの良い食事内容を学び、さらに折紙で効果を高めます。教室終了後も参加者と活動を継続する内容です。

※市内在住のおおむね65歳以上の方

日 9月6日～11月1日の金曜日(10月25日を除く)、午前10時～正午、全8回

場 玉川学園第一住宅自治会館(玉川学園)

講 日本折紙協会町田支部長・田中佳代氏、管理栄養士・奥脇和代氏

定 15人(申し込み順)

申 8月5日午前9時～9月5日午後5時30分に電話で町田第3高齢者支援センター(☎710・3378)へ。

※当日及び講座に関することは同センターへお問い合わせ下さい。

問 高齢者福祉課☎724・2146

かくたん吸引研修

安全かつ適切に痰の吸引等を行うことができる介護職員を養成するための研修です。

※詳細は、町田病院へお問い合わせ下さい。

※両日参加できる、市内の訪問サービス事業所、介護施設・障がい者施設等に勤務している介護職員

設等に勤務している介護職員

日 9月14日(土)午前8時30分～午後5時30分、15日(日)正午～午後5時30分(3部構成)、全2回

※15日は、抽選で3部のうちいずれかの回に参加していただきます。

場 町田市医師会館(旭町)

定 54人(抽選)

申 申込用紙(町田病院ホームページまたは町田市ホームページでダウンロード)に記入し、8月16日まで(必着)に郵送またはFAXで町田病院在宅ケア室(〒194-0036、木曾東4-21-43、FAX794・6621)へ。

問 同病院在宅ケア室☎792・0602、町田市高齢者福祉課☎724・2140

分譲マンション管理に関する相談会

※分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等

日 8月28日(水)午後1時30分～4時 ※相談時間は1組30分です。

場 市庁舎

講 (一社)東京都マンション管理士会 町田・たま支部

定 4組(申し込み順)

申 電話で住宅課(☎724・4269)へ。

バトンタッチのはじめの一歩に 事業承継セミナーin町田

「町田市事業承継推進ネットワーク」構成機関の町田市・(株)横浜銀行・多摩ビジネスサポートセンターが連携して、事業承継に必要な基礎的な税の知識や支援の内容を分かりやすくお伝えします。

日 8月19日(月)午後3時30分～5時

場 市庁舎

※①「町田市産業振興計画19-28」～企業の「つなぐ」チャレンジ全力応援宣言!②「事業承継」の現状と社長のための公的支援③かしい特例事業承継税制の活用について

講 ②多摩ビジネスサポートセンターコーディネーター・関俊雄氏③TKC西東京山梨会町田支部税理士・井上孝氏、佐藤賢一氏

※①は市職員による講座です。

定 40人(申し込み順)

申 チラシ(町田市ホームページでダウンロード)に必要な事項を記入し、8月9日までにFAXで横浜銀行町田支

店(☎723・7980)へ。

問 産業政策課☎724・3296

町田新産業創造センター

創業・起業に関するセミナー

【町田創業～ファーストステップ相談会】

日 8月17日、31日、いずれも土曜日午後1時～5時(1人1時間)

申 参加希望日の1週間前までに同センターホームページで申し込み。

【町田創業～ファーストステップセミナー】

日 ①8月20日(火)午後2時～3時30分 ②8月20日(火)午後3時45分～5時15分 ③8月29日(木)午後2時～3時30分 ④8月29日(木)午後3時45分～5時15分

※①応用・経営～創業初期から考えるブランディング②応用・財務～財務は楽しい(決算書の何を見れば良いの?)③応用・人材育成～創業初期の上手なアルバイトの活用方法④応用・販路開拓～統計情報を使った販路開拓手法 地図で見る統計(jSTAT MAP)

講 ①(株)コマキ・アンド・カンパニー 小巻朱美氏②石田総合会計事務所・石田芳文氏③あおい社会保険労務士法人・平山久美子氏④(株)ウィルパートナーズ・馬場郁夫氏

定 各30人(申し込み順)

申 参加希望日の前日午後5時までに、同センターホームページで申し込み。



同センターホームページ

※創業予定の方、創業して間もない方等

場 同センター

問 同センター☎850・8525、町田市産業政策課☎724・2129

ダンボールコンポスト講習会

参加者はダンボールコンポスト1セット(幅37cm、奥行33cm、高さ32cm、重さ約7kg)をお持ち帰りいただけます。

※講習会を受講したことがある方は申し込みできません。

※市内在住の方

日 8月26日(月)、29日(木)、午後2時30分～4時

場 市庁舎

定 各15人(申し込み順)

申 8月2日正午～18日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントシステムコード190802Dへ。

問 3R推進課☎797・0530

忠生公園

夜の自然観察会

【夜に咲く花とセミの羽化観察】

※5歳以上の方(小学生以下は保護者同伴)

日 8月10日(土)午後6時30分～8時30分(雨天中止)

場 同公園

※集合は同公園自然観察センター(忠生がにやら自然館)です。

※夜に咲くカラスウリの花やセミの羽化等を観察

定 30人(申し込み順)

申 8月2日午前9時から電話で同公園(☎792・1326)へ。

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

問 資産税課☎724・2118

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。また、「固定資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

	対象	内容	減額期間
耐震改修	1982年1月1日以前に建築された住宅で、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超える)を行ったもの ※市から補助金が出ている耐震工事を行っている場合、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。	1戸あたり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の2分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2019年1月2日～2020年3月31日に工事が完了した場合＝改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は翌年度から2年度分。
バリアフリー改修	新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金等を除く工事費用が50万円を超える)を行ったもの	1戸あたり床面積100㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額	2020年3月31日までに工事が完了した場合＝改修工事が完了した年の翌年度1年度分
省エネ改修	2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事必須・補助金等を除く工事費用が50万円を超える)を行ったもの	1戸あたり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、おのおのの申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。